

◆十番（今井光子） ただいま上村庄三郎議員から提案されました意見書第二号、シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書案は、関係者の多年にわたる悲願でありますので、賛成いたします。

◆三番（上村庄三郎）（登壇）意見書第二号、シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二号

シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書（案）

第二次世界大戦の終結と同時に、中国北東部、北朝鮮、サハリン等において、スターリン体制下のソ連の捕虜となった我が国の軍人、軍属は、ポツダム宣言の「捕虜即時帰国」に違反し、シベリア各地へ連行され、ソ連に対する賠償のための役務提供という名目で長期間にわたって過酷な強制労働を課せられた。

こうしたシベリア抑留者は六十万を超え、氷点下四十度の山間僻地の荒野での酷寒、飢餓、重労働という三重苦により、六万人を超える尊い命が犠牲になった。

シベリア抑留者の労働賃金は、一九五六年の日ソ共同宣言によってソ連への請求権が放棄されるとともに、国に未払い賃金の補償を求めた訴訟に対する一九九七年の最高裁判決でも、戦争に伴う犠牲、損害として国民のひとしく受忍すべきところであり、戦争損害に対する補償の要否及びあり方は、立法府の政策判断に委ねられるとされている。

しかし、南方地域における捕虜の労働賃金については、帰国時にGHQの指示により国が捕虜期間中の賃金を支払った経緯があり、シベリア抑留者との間に大きな取り扱いに不公平な格差がある。

よって、国におかれては、シベリア抑留者への未払い賃金の支払いを解決するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、三番上村庄三郎議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。